

## 令和9年度 生活習慣病予防健診及び人間ドック新規実施機関公募要件

協会けんぽ鹿児島支部では、加入者ご本人（被保険者）を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドックを実施できる健診機関を募集します。

### 【公募要項】

#### 1. 募集する健診実施機関

全国健康保険協会が定める「健診実施機関の選定基準」「令和8年度生活習慣病予防健診事務処理要領等」等を満たす健診実施機関で、次の条件が可能であること。

- ①「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.3版)」及び「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」並びに「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(第6.0版)」に基づく健診が実施できること。
- ②生活習慣病予防健診及び人間ドックで年間一定数の受診者数が見込めること。
  - ・鹿児島市：年間500人以上
  - ・鹿児島市以外：地域の実情に応じて決定
- ③協会けんぽが提供する情報提供サービスにより、受診者の資格確認、健診結果の提供および費用の請求が可能であること。また、情報提供サービスを使用するためには、インターネット環境が必要となるため、システム環境が整備されていること。
- ④健診機関で行っている事業者健診結果データの提供に関する契約を締結できること。
- ⑤特定保健指導の契約を締結できること。ただし、現時点で特定保健指導の実施ができない場合は概ね2年以内に特定保健指導の契約が可能なこと。
- ⑥協会けんぽが定める事務処理要領の検査・検診をすべて実施できること。院内で実施ができないものがある場合は、再委託により実施すること。

※選定基準・事務処理要領等については鹿児島支部ホームページ内、「健診機関様に関する資料等について」「令和8年度生活習慣病予防健診事務処理要領等（各種様式含む）」をご覧ください。

#### 2. 委託する内容

生活習慣病予防健診（一般健診、節目検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、骨粗鬆症検診）、人間ドック健診、肝炎ウイルス検査

※詳細については鹿児島支部ホームページ内、「健診機関様に関する資料等について」「令和8年度生活習慣病予防健診事務処理要領等（各種様式含む）\_\_別紙1【健診の基準】」をご覧ください。

※令和8年度の事務処理要領に沿って選定を進めますが、令和9年度に新たな検査基準が示された場合は、その検査基準を満たしているかの追加調査を行います。

### 3. 受付期間

令和8年4月1日(水)～令和8年9月30日(水)

### 4. 契約までの流れ

- ①下記担当まで電話にてご連絡願います。後日、事務処理要領・申請書等を送付いたします。
- ②申請書及び各種必要書類をご提出願います。(ご提出いただく申請書及び各種必要書類の作成等に係る費用は申請者の負担となります)
- ③ご提出いただいた申請書等の書類選考を行います。書類審査後、選定基準、施設及び検査機器等の確認のため、実地調査を行います。
- ④実地調査後、総合的な審査を行ったうえで、契約可否を決定します。結果の可否は郵送にて通知いたします。
- ⑤契約締結を行います。

【お問合せ先】 全国健康保険協会鹿児島支部 保健グループ 健診公募担当者

TEL :099-219-1734 (土日、祝日を除く 8時30 から 17時15分まで)